

品川区休日等調剤事業実施要綱

制定 平成19年4月1日 区長決定

要綱第27号

改正 平成20年3月要綱第26号

改正 平成31年3月29日要綱第89号

改正 令和2年4月要綱第45号

(目的)

第1条 この要綱は、地区薬剤師会の協力を得て、休日診療事業、休日歯科診療事業および小児等初期救急土曜日準夜間診療事業に対応した調剤薬局（以下、「調剤薬局」）の開設について必要な事項を定めることにより、休日等における区民の医療不安を解消し、区民の健康を守ることを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この要綱において、「休日」とは次の各号に掲げる日をいう。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および休日

(3) 12月29日から同月31日までおよび1月1日から同月4日まで

2 この要綱において、「休日等」とは前項の「休日」に「土曜日」を含めたものをいう。なお、「休日」と「土曜日」が重なった場合には、その日を「休日」として取り扱う。

(施設)

第3条 調剤薬局は、地区薬剤師会との委託契約に基づき指定する施設において実施する。

(調剤時間)

第4条 調剤時間は、下記のとおりとする。

(1) 休日 午前9時から午後10時

(2) 土曜日 午後5時から午後10時（第2・4土曜日を除く）

(調剤体制)

第5条 休日等調剤を実施するため、原則として区内に調剤を行う調剤薬局を、それぞれ下記のとおり配置する。

(1) 休日 2箇所

(2) 土曜日 1箇所(第2・4土曜日を除く)

(調剤報酬等)

第6条 調剤報酬は、当該調剤薬局の収入とする。

2 調剤を受けるものは、当該調剤薬局が定める方法により、薬剤の交付に係る費用を負担しなければならない。

(薬剤師会への委託)

第7条 休日等調剤事業は、別に締結する契約により地区薬剤師会に委託する。

(委託料の算定基準)

第8条 委託料は、1休日または1土曜日ごとに、1調剤薬局を単位として算定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、休日等調剤事業の実施については、地区薬剤師会と協議のうえ地域に適した方法により行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。